京都家庭裁判所委員会(第34回)議事概要

1 日時

令和2年12月14日(月)午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

大久保健司,小池覚子,澤田孝,廣瀬朱実,本多久美子,村松朋子,目黒重幸, 山本拓生(五十音順,敬称略)

(事務担当者等)

野路少年部上席裁判官,大杉首席家庭裁判所調查官,吉田家事首席書記官,吉田少年首席書記官,永井事務局長,松木総務課長,船岡会計課長,大瀧総務課庶務係長

4 テーマ

裁判所における新型コロナウィルス感染症への対応について

- 5 議事概要
 - (1) 開会
 - (2) 新委員の紹介等
 - (3) 委員長選任,委員長代理指名

委員の互選で本多久美子委員が委員長に選任された。また,委員長は委員長 代理に小池覚子委員を指名した。

(4) 前回の委員会後の取組状況報告

前回の委員会では、少年に対する教育的措置について、御意見を伺い、「現 在取り組んでいる様々な教育的措置については、今後も継続していくとともに、 それぞれの少年に見合った効果的な措置を執っていく必要がある」、「親が少 年の犯罪について少年とともに考え、また、親子の関係性を再構築する機会と なることが望ましい」などの御意見をいただいた。

コロナ禍の情勢においては、高齢者施設で実施する社会奉仕活動は、感染防止の観点から中止しており、また、親子で参加する合宿も再開できていない状況である。一方、講習型の教育的措置は、収容人数を少なくして、回数を増やすなどして継続している。今後、効果的な教育的措置を行うべく様々な工夫をして取組を進めていきたいと考えている。

- (5) 議事・意見交換(◎は委員長,○は委員,●は裁判所からの説明)
 冒頭,裁判所から京都家庭裁判所における新型コロナウィルス感染症への対応について説明した。
- 裁判所は、しっかりした感染防止対策をとっていると感心したが、調停期日 について1時間ルールを行うことで、事件の進行の停滞はなかったのか。
- 家事調停委員の立場からいうと、緊急事態宣言下で1か月半ほど事件の進行が止まったので、当然、大変停滞した。再開後に元に戻っているかといえばまだまだである。人命と裁判事務とのバランスをどのように取っていくかが難しいところで、苦労しながら進めている。
- 1時間ルールは大阪,兵庫に外出自粛要請が出された段階でスタートした。 いつ京都でも要請があるのかといった緊張感があり,当事者にも御理解と御協 力をいただくことができた。1時間の中で,当事者には言いたいことを言って いただけるよう工夫して進めている。

先ほど、しっかりした対策をとっている旨の発言があったが、どの点にそう 感じられるのか。

- 物理的に, 遮蔽物の設置や距離をとる処置を行うなど密を避ける工夫をされていると思う。京都家庭裁判所では来庁者に対して, 検温は実施しているのか。
- 検温は行っていない。体調が悪ければ申し出ていただくよう案内している。裁判手続は、自ら解決を求めて来られる方と呼び出されて来られる方があり、

強制的に検温するのは好ましくないと考えている。マスクについては、着用を お願いし、持参していない人には裁判所備え付けのものを手交している。

- ◎ 調停室の消毒は、調停委員に期日の前に行ってもらっている。
- できる人ができることをしようと考えて調停室の消毒,換気を行っている。 消毒液は、当初は数が少なかったが、現在は全室に備え置かれている。調停委 員には高齢者が多いので自分自身も気を付けており、感染防止の意識は高い。
- 私の所属組織は、社会的インフラの側面があり、事務を滞らせることができないという使命感からスタートした。4月、5月は、職員の感染防止と各部署で感染者が出ないように2班態勢や部署間での協力態勢をとるなどして乗り切った。この間、面前で行うべき手続を郵送で行えるようにしたり、また、Zoom等を利用してコミュニケーションをとるなど事務の流れを工夫した。ただ、顧客との応対はオンラインでは難しい面もある。

裁判所でさらに工夫されたことがあれば伺いたい。

- 事務局の工夫としては、会議を厳選したり、研修を取りやめるのか否か、あるいはどういう形をとれば実施できるのかなどを検討した。
- ◎ 少年部,家事部の感染防止対策と,仮に職員が感染した場合の対応策はどうなっているのか。
- 感染拡大防止のため、マスクの着用、パーテーションの設置、定期的な備品の消毒、審判廷の換気、消毒等の他、陽性者が出て島全員が自宅待機になった場合でも継続すべき業務は何かを選定し、継続するためのバックアップ体制を構築するということを行っている。
- ◎ 例えば、現在は別の業務を行っているが過去に後見事務を経験したことのある者をリストアップしておき、仮に後見センターで濃厚接触者が発生した場合は、速やかにバックアップができるよう備えている。

民間企業等ではオンライン環境がかなり整っているように思えるが, その点 について伺いたい。

- オンラインでの執務態勢はかなり進んでいる。社員間のコミュニケーション ツールとして導入していたものを、顧客との間でも広げたいと考えている。ま た、営業担当者が端末を自宅に持ち帰り、そこで顧客とやり取りができるよう にするなど、在宅業務の充実にも取り組んだ。社内には不正防止の観点などか ら消極的な意見もあった。誰も経験したことがなく、何が正解か分からない中 で、社内では毎日のように議論を重ね、1つ1つ決めていった。
- 私の所属組織には、外部の方を対象とした相談機関があるが、緊急事態宣言が発令されている間は閉鎖した。時間の短縮、換気、消毒の励行をして相談を再開したが、子ども向けの相談事業は、現在も中止している。さらに内部での相談機関もあるが、相談者の自宅等を利用するとプライバシーの面で問題があるので、隣接した面接室を2つ用意し、隣同士でZoomを利用して相談を行っている。
 - 11月に他の裁判所に行った際,入口の手荷物検査の列や待合室が三密になっていると感じた。スペースの関係で難しい面もあるだろうが,工夫の余地はあると思った。
- 業務を遂行するのに鍵となる職種があり、その者が感染すると業務上多大な 支障があるので、普段使用していない部屋を利用して分散化を図るなどして、 事業継続の取組を行っている。また、外部の方々と対面で話を聞く業務があり、 オンラインを活用してなるべく対面しないようにしているが、高齢の方や子ど もが相手の場合は、オンラインの活用が難しく対面せざるを得ない場合もある。 感染を拡大させないことを肝に銘じながら業務を行っている状況である。
- 緊急事態宣言下は、厳しい業務制限があったが、現在は第3波と言われているものの、緊急事態宣言がない状況では、以前のような厳しい制限がかけにくい。裁判所の対応はこれ以上ないというくらいだと思う。ただ、調停委員2人が調停室内で密になっていないかが気になる。来庁する当事者に対しては気を遣って対策をするが、職員自身の感染防止が少し緩くなってしまっていないか。

私の所属組織でも研修会などで会場の換気はするが,事務室はしていないなど, 来客者は気にするが自分たちのことは後回しになってしまっているところが ある。職員間で感染が拡大すると裁判所自体が立ち行かなくなるので,そのあ たりの思考を変えていかなければならないと思う。

- 裁判官については、1人でも登庁できなくなると事件処理にかなりの影響があるので、部屋は常に換気し、ミーティングテーブルにはパーテーションを設置する他、マスクは必ず着用し、昼食時は話をしないなど、緊張感を持って対策に取り組んでいる。調停の1時間ルールは、感染防止が目的であることをあらためて調停委員に伝えたい。仮に調停委員が感染したら、相調停委員や、調停に出席した当事者などに与える影響が大きいことは十分認識している。自分のことは後回しになっていないかというのは、鋭い御指摘で、対策はとっているつもりだが、もう一度見直してさらにできることがないかを考えたい。
- マスクを着用していない人でも裁判所に入ることができるのか。
- 入庁することはできるが、マスクを着用するようお願いをしている。
- 検察庁においては、各検察官の裁量で在宅事件の処理を調整することはできるかもしれないが、迅速な事件処理という要請もあり、緊急事態宣言が出ていない状況では業務を絞ることは難しい。

職員間の接触については、家裁と同様に距離をとるため配席のレイアウトを 変え、パーテーションを設置した。

- 一番苦労したのが身柄事件で、この事件は取り調べをしないということができない。感染防止のための防護服は、当初は品薄で調達しにくい状況であったが、今は調達も進み在庫はそろっている。
- 一方,職員又はその家族の体調が悪い時にどう対応すべきかに苦慮している。 体調不良者と発症2日前以降に接触した者の範囲をどのように特定するのか, また,職員をどの段階で自宅待機させるのかの判断が難しい。現在は,可能な ら自宅待機させている。

- ◎ 今の点について、裁判所はどのような取扱いをしているのか。
- 裁判所でも同じ悩みを抱えており、感染を拡大させないことが重要と考え、職員本人が発熱又は体調不良の場合は本人が上司と相談できる体制作りを各部課室に伝えている。職員の家族の体調が悪い場合又は職員本人が濃厚接触者となる可能性がある段階での出勤の可否判断は難しいところである。PCR検査を受検した人と濃厚接触の可能性がある場合は、検査結果が出るまでは、自宅待機するよう勧めている。
- 職員に発熱がある場合や家族が P C R 検査を受検する場合には,会社に報告をさせ、出社させない。休日であっても必ず報告をするように指示を徹底し、 その報告は人事部が取りまとめている。
- 医務室に看護師が常駐しており、発熱や体調不良の際は、まず医務室に連絡 することにしている。看護師で判断できない場合は、提携している内科医に判 断してもらい、その指示に従うことにしている。
- 事業継続委員会が独自に濃厚接触者等の定義をしており,発熱があったら出社してはいけないことにしている。家族が感染した場合も一定期間出社しないことを義務付けている。最近は、PCR検査の受検に際しては会社が経費を負担することになった。また、東京や大阪など感染拡大地域に出張した場合は、帰京時に必ずPCR検査を受けさせて、陰性が確認されてから出社させるという取扱いになっている。
- ◎ 弁護士としての御意見を伺いたい。
- 弁護士会では、緊急事態宣言が出されたとき、法律相談事業は全てストップ した。宣言解除時は、電話での相談から始めることになり、夏に通常の法律相 談の態勢になった。法律相談なので相談室を開けっ放しにすることはできない が、1回終了ごとに換気、消毒は励行しており、パーテーションも設置してい る。

また, 弁護士会には様々な委員会があるのだが, 守秘義務のない委員会は,

オンラインで実施するようになったのは、良いことだと思っている。

家族が発熱した際に職員を休ませるということになった場合,有給休暇をとれる場合はいいが,そうでない場合はどのように取り扱われるのか。裁判所ではそのあたりどうなっているのか伺いたい。

- 登庁が困難な事情がある場合は、特別休暇を取得できる。
- 緊急事態宣言下で学校や保育園等が休みになった際に、子どもの世話をする ためにやむを得ず特別休暇をとる職員はいた。
- ◎ 職員には可能な範囲で在宅勤務を命じるなど,緊急事態宣言下は柔軟に対応していた。
- 1時間ルールについて、調停委員や弁護士会と意見交換をしたところ、コンパクトな調停に対して比較的好意的な反応であった。一方、調停手続の魅力は、たくさん話を聞いてもらって、話し合いで折り合いをつけていくというところにあるとも考えている。そこで、調停の時間を制限していることについて何か御意見があれば伺いたい。
- 調停を短時間で行うことは、事案にもよるが、良い面と悪い面の両方がある と思う。現在の状況が落ち着くまではこのルールでやるのだということで弁護 士としては腹をくくっているところである。

裁判所では、緊急事態宣言下で判決言渡期日が延期されたことには疑問がある。家裁でも緊急事態宣言が発出された後に出る予定だった決定が延期された例がある。抗告等が出された際に裁判所のマンパワーが足りないなどの理由も考えられなくはないが、できることはやってほしかった。当事者の中には早く判決なり決定がほしいと思っている人もいる。このあたりが緊急事態宣言下における人の命と裁判を受ける権利のバランスをどのあたりにとっていくのかということだと思う。

◎ 私は、弁護士21年目に裁判官に転職して十数年になる。弁護士から見ると 判決は裁判官が書きさえすれば出来上がりというふうに思えるが、実際には判 決書の草稿を作った後、書記官が形式的な不備はないかを丁寧にチェックするなど様々な作業をしている。緊急事態宣言下では書記官が登庁を控えないといけない状況だったので、裁判官は判決を書き終えていたが、書記官のチェック等が未了で延期せざるを得なかった場合もあったのではないかと推察する。このあたりは弁護士時代には見えなかった風景で、裁判は裁判官だけで行っているのではなく、書記官、事務官、家裁調査官等の職種と一緒に行っているのだなと感じているところである。ただ、こういうところをきっちりと意見交換してウィズコロナ時代に備えていくことが大事なことだと思う。

- 調停の1時間ルールは、調停委員の移動時間も含んでいるのか。そうである なら当事者1人あたり20分から15分程度しかないということか。
- ◎ 1時間ルールで工夫していることを話してほしい。
- 当事者には初回の期日呼出時に持ち時間は25分程度だと周知している。初回期日にはタイムスケジュールを示して、進行している。2回目以降は内容に応じて双方の持ち時間は調整するが、同じくスケジュールを示すことで見える化をし、当事者の協力も得ながら進めている。当事者には、次回調停で話したい事があれば、優先順位をつけて用意していただくように促すなど、工夫をしている。当事者に満足感を少しでも得ていただけるように努力している。

よく考えると、このような運用は、コロナ禍でなくても検討の余地があった のではないかと思われる。当事者のニーズに対してより合理的かつ迅速に応え ていく工夫がまだこんなにあったのかと思っているところである。

- 当事者にタイムスケジュールを示すのはよい取組だと思う。また、話すことの優先順位を当事者がつけることも本人が考えをまとめるのに有効だと考える。
- ◎ 調停にあたって,家庭裁判所調査官として工夫していることがあれば伺いたい。
- 離婚や面会交流など丁寧に当事者の気持ちに手当をしていかなければなら

ないものは、短時間の調停での解決は難しいことがある。そこで、期日だけでなく、期日間の準備を充実させる取組を行っている。初回期日前に申立人に、優先的に解決したいことを電話で確認し、それを調停委員会に引き継ぎ初回期日を効率的に進めていくことや、なかなか主張がまとまらない当事者に対して期日間で主張を整理して次回期日に引き継ぐことなどを積極的に行っており、家庭裁判所調査官としても調停の充実に協力しているところである。

(6) 次回期日

令和3年6月28日(月)午後3時

次回のテーマは,家事事件の分野で,子の福祉に関する当庁の取組について 取り上げることとする。